⑷　建設企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

①　文部科学省における令和７・８年度（2025・2026年度）の次のアからウに係る工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けており、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）がアからウに示す点数以上であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ア　建築一式工事　1,200点以上

イ　電気工事　1,100点以上

ウ　管工事　1,100点以上

②　建設業務を複数の建設企業が行う場合にあっては、いずれの企業においても前掲①を満たしていること。

③　次のアからエまでのいずれかの要件を満たしていること。

ア　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次の⒜から⒞までの要件を満たす工事（以下「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

⒜　工事種別　建築一式工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上かつ地下１階以上

ｄ．用途　⑶⑧エ⒜ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

⒝　工事種別　電気工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ

ｂ．階数　地上３階以上

ｃ．用途　⒜ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　電灯設備及び火災報知設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

なお、電灯設備と火災報知設備が別々の電気工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａ．からｃ．まですべての条件を満たす工事とする。

⒞　工事種別　管工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ

ｂ．階数　⒝ｂ．に同じ

ｃ．用途　⒜ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　空気調和設備及び給排水設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

なお、空気調和設備と給排水設備が別々の管工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａ．からｃ．まですべての条件を満たす工事とする。

イ　経常建設共同企業体においては、当該経常建設共同企業体の構成員のうち１者は「同種工事の実績」を有し、その他経常建設共同企業体の構成員（以下「その他構成員」という。）は平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した次の⒜から⒞までの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。

⒜　工事種別　建築一式工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積5,000㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上

ｄ．用途　⑶⑧エ⒜ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

⒝　工事種別　電気工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ

ｂ．階数　⒜ｃ．に同じ

ｃ．用途　⒜ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　電灯設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

⒞　工事種別　管工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ

ｂ．階数　⒜ｃ．に同じ

ｃ．用途　⒜ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　空気調和設備又は給排水設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

ウ　複数の建設企業が前掲アの⒜から⒞までの工事種別ごとに分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気工事又は管工事で工事種目を分割して工事を分担する場合も、それぞれ分割する工事種目ごとに同種工事の実績を有すること。

エ　複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合又は工区を分割して工事を分担する場合は、１者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業は、前掲イの⒜から⒞の実績を有すること。

④　次のアからウまでに掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事に専任で配置できること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。なお、第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

ア　工事種別　建築一式工事

⒜　配置予定技術者は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

ａ．一級建築士の免許を有する者

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

⒝　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事に携わったことが確認できる工事に限る。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積5,000㎡以上